

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和2年 6月 26日

兵庫県知事 殿

提出者

住所 兵庫県小野市小田町  
1516番地の1  
ライオン・スペシヤリティ・ケミカルズ株式会社  
氏名 小野事業所  
取締役工場長 伴 則幸

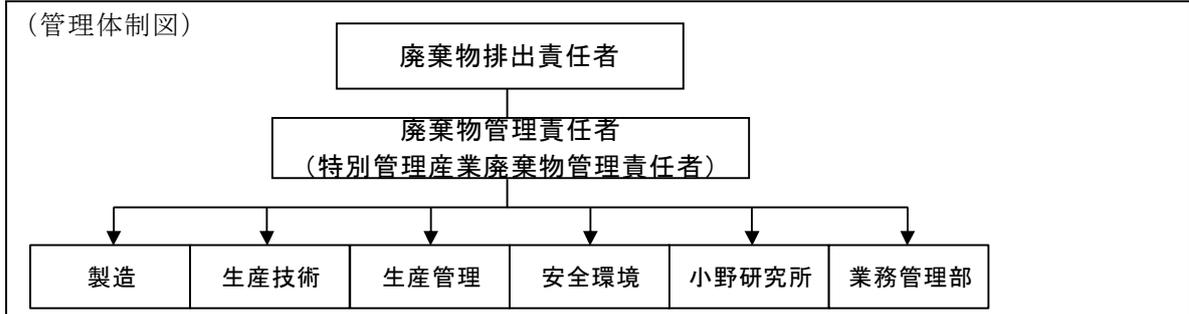
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0794-67-1456

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	ライオン・スペシヤリティ・ケミカルズ株式会社 小野事業所
事業場の所在地	兵庫県小野市小田町1516番地の1
計画期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	化学工業・界面活性剤製造業(石けん、合成洗剤除く) [1643]
②事業の規模	製造品出荷額 50億円(令和元年実績)
③従業員数	122名(令和2年4月時点)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1 処理工程図 参照

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7200 強アルカリ
	排出量	256 t	22 t
	(これまでに実施した取組) 廃溶剤の有価物化を推進している。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7200 強アルカリ
	排出量	253 t	22 t
	(今後実施する予定の取組) 廃溶剤の有価物化を拡大する。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃棄物の組成を考慮し、再生利用の可否により分別を行っている。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 今後も継続して再生利用可否による分別を行う。

## (第3面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7200 強アルカリ
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 無し		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7200 強アルカリ
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 無し		

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7200 強アルカリ
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7200 強アルカリ
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組) 無し			

## (第4面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7200 強アルカリ
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 無し		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7200 強アルカリ
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 無し		

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7200 強アルカリ
	全処理委託量	256 t	22 t
	優良認定処理業者への処理委託量	256 t	22 t
	再生利用業者への処理委託量	235 t	22 t
	認定熱回収業者への処理委託量	5 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	16 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 特別管理産業廃棄物については、再生利用業者への委託を優先し、再生利用に適しないものは焼却処理業者へ委託している。		

## (第5面)

②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7200 強アルカリ
	全処理委託量	253 t	22 t
	優良認定処理業者への処理委託量	253 t	22 t
	再生利用業者への処理委託量	232 t	22 t
	認定熱回収業者への処理委託量	5 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	16 t	0 t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>処理に伴う環境負荷低減のため、廃棄物の特性を考慮した上で、委託業者の最適化を進める。</p>		
電子情報処理組織の使用に関する事項	<b>【前年度（令和元年度実績）】</b>		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	278 t	
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>平成29年度より電子マニフェストの導入を進め、令和元年度以降は全て電子マニフェストにて運用している。 今後も電子マニフェストの全面運用を継続する。</p>		
※事務処理欄			

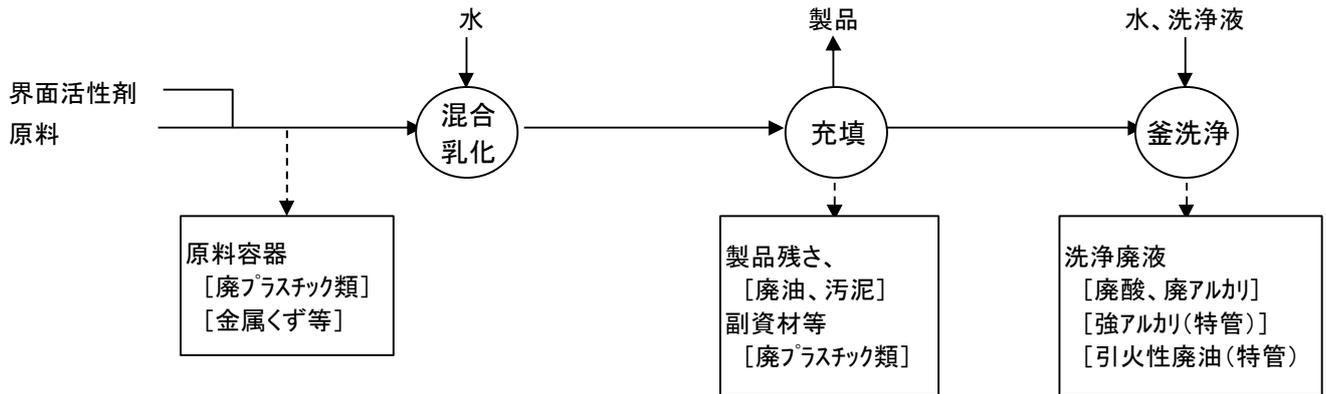
(第6面)

備考

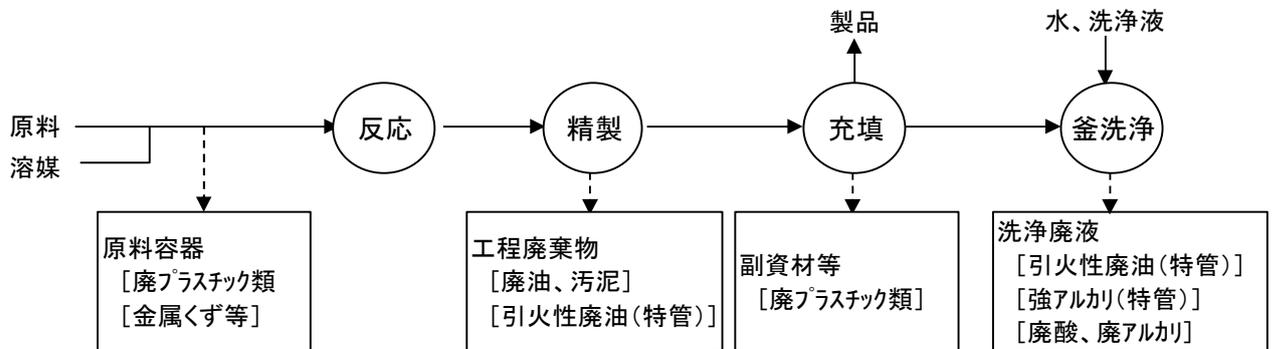
- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙 1  
処理工程図

(1) 各種工業薬剤（混合、乳化系）の製造工程



(2) 各種工業薬剤（反応系）の製造工程



(3) その他の産業廃棄物の概要

産業廃棄物の発生由来	産業廃棄物の種類
製品開発、検査等でのサンプル、サンプル容器	廃油、廃アルカリ、廃酸、汚泥、引火性廃油（特管）、強アルカリ（特管）、ガラスくず、金属くず、廃プラスチック類

・ 処理工程図

